

令和5年12月29日

お客さま各位

高松信用金庫

融資関連手数料の新設のお知らせ

平素は、格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

当金庫では、令和6年1月4日（木）より、以下のとおり融資関連手数料を新設いたします。今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日 令和6年1月4日（木）
2. 新設手数料 プロジェクト案件等取扱手数料
融資の取組みにあたり、審査及び信用リスク管理、並びに担保物件の調査・管理等に附随する事務費用や固有の業務等が発生するお取引が対象となります。

	対象となる取組事例	金額
プロジェクト 案件等取扱手数料	<ul style="list-style-type: none">・新規事業の開業資金・店舗等の新築、改装または購入資金・収益物件（太陽光発電案件等を含む）の新築、改装または中古物件の購入資金・船舶新造、中古船購入等のプロジェクト資金・分譲土地、分譲戸建住宅、分譲マンション等のプロジェクト資金・経営改善計画の策定、計画に対するモニタリング等、経営改善支援を伴った資金・事業性評価に基づく本業支援を伴った資金・その他、多大な事務管理コストを要した場合や特殊なノウハウを要した場合等	1 件 お借入金額×2.20%以内 (消費税含む)

※最終期限前返済の場合のお取扱いについて

お客様が最終期限前に借入残高の全部または一部を繰上げて返済した場合であっても、お支払いただいたプロジェクト案件等取扱手数料の返戻はできかねますのでご了承願います。

ただし、上記最終期限前返済等により、借入利率ならびに融資手数料にかかる実質年率が、利息制限法所定の制限利率（年15%）を超過する場合は、当該超過相当額を返戻いたします。

以上